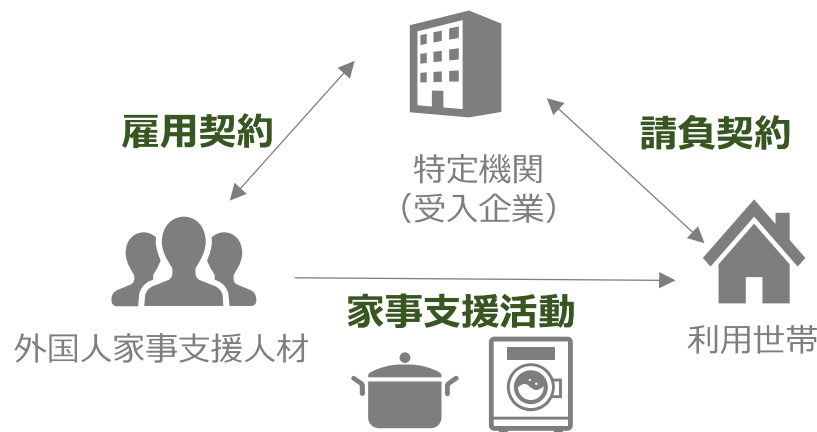


家事支援外国人受入事業の計画変更（住居区域の拡大）

認定案件

事業の概要

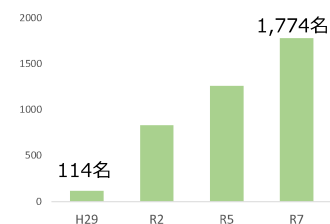
女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特別区域内において、第三者管理協議会による管理体制の下、家事支援活動を行う外国人を特定機関が雇用契約に基づいて受け入れる事業



受入実績（東京都内）

H28年9月 区域計画認定
H29年2月 事業者の適合性を認定
同年5月 家事支援サービス提供開始

累計 **1,774名**受け入れ
(2025年7月1日時点)



外国人材の住居に関する現状と課題

- 受入企業（特定機関）は、外国人材のために住居を確保しなければならず、確保場所は、「**事業実施区域を含む都道府県内（認定区域計画において別途定めた区域がある場合は当該区域内）**」とされている。
- また、特定機関は外国人材を本社または直営事業所（事業所等）で直接雇用するため、**住居 ⇄ 事業所等の交通アクセス**も考慮する必要がある

今後の対応

現行

東京都

埼玉県

神奈川県

変更後

東京都

埼玉県

神奈川県

千葉県

千葉県でも住居確保可能とする

※ 特定機関から確保しようとする住居の場所が、事業所等や利用世帯と著しく離れている場合、**外国人家事支援人材が仕事や日常生活において著しい不便を生じないように、調整をはかる** → **東京圏で連携して家事支援事業を実施**